

## 「ベビーホテル」対策と公的保育施策を積極的に 展開することの緊急要請

昭和56年3月31日

学者・文化人194名

国会は、予算審議の中で「ベビーホテル」問題を取りあげ、それに各党は集中質問をし、政府も、その一斉点検にふみきることになった。

この「ベビーホテル」問題は、夜間保育、宿泊保育、一時保育、一時預りをふくむ産休あけからの長時間保育が公的保育制度の外において実施され、そ

れが営利託児企業として全国各都市に氾濫し、発達初期における発達環境の欠損は幼い子どもの生命と生長の権利をふみにじるものであって、児童は正に危機的状況にあるということである。この発生の社会的原因の除去とその責任を明らかにすることこそが、国会において究明されなければならない。

「ベビーホテル」が、働く母の生活と保育要求に根ざしているかぎり、強権的な立入り点検を行うだけでは問題の解決にはならない。「ベビーホテル」を利用せざるを得ない父母の就業と生活事情、託児の安全と保育状況を調査して、これに適切に対処する必要がある。利用者の大部分の保育要求は、現行の児童福祉制度を積極的に活用すれば解決できるはずのものである。

したがって、当面の対策として、危険な建物や危険区域にある「ベビーホテル」の乳幼児は、緊急に認可保育所へ措置されることが望まれる。

最近、増えてきている不規則勤務による夜間・休日の保育、宿泊保育等のさしせまった保育要求については、すでに大都市において緊急一時保育の試行もみられるが、特定地域の認可保育所を指定する等実施についての特別の配慮が望まれる。

「ベビーホテル」の急増は、保育行財政の貧困のため認可保育所が、保育時間延長や産休あけ保育等の要求に対応でき得ないことにこそその原因を求めざるを得ない。とりわけ、数年来の保育財政の見直しによって、保育予算の引きしめ、入所措置の抑制、保育料の大幅値上げ、国の低保育水準の地方自治体への強制等保育行政の甚しい後退がみられる。こうした財政面からのみ、一面的に乳幼児保育をみようとする発想は「ベビーホテル」という名の営利託児企業を急増させる誘因となり、その公認へ道をひらくものである。

児童福祉法第二条は「国及び地方公共団体は児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と、児童育成の公的責任を明示している。

わが国民族の将来を左右する乳幼児の発達環境の社会的保障としての保育は、今日の青少年非行対策からも国民のつよい関心事となっている。乳幼児の健全な育成は、家庭生活の安定と社会的保育の充実とがあいまって、はじめて可能である。保育所は地域の保育センターとして、社会変動にともなう住民

の多様な保育要求に対応できるようその社会的機能を飛躍的に拡充されなければならない。

政府は働く母の無権利と「子捨て状況」をなくすために「福祉見直し」政策を再検討することが求められている。とりわけ国際障害者年にあたり障害乳幼児の保育機会の拡充が必要である。21世紀を展望して、未婚の母をふくむ母子対策・障害児、低学年学童を含む保育対策をいっそう充実させるよう強く要請するものである。

婦人の働く権利と乳幼児が健やかに育成される権利とは、ともに基本的人権として保障されなければならない。

ここに社会福祉、保育教育、児童文化研究者194名の賛同者名簿（略）を附して、母親が働くことと乳幼児が育つことが両立できるように、公的保育制度の抜本的充実と発展を緊急に要望する。

幼い者は明日を待てないのである。

日本福祉大学名誉教授	浅賀 ふ さ
明治学院大学教授	天 達 忠 雄
日本女子大学教授	一番ヶ瀬 康子
法政大学教授	乾 孝
保育研究所長	浦 辺 史
中央大学教授	江 口 英 一
早稲田大学教授	大 槻 健
埼玉大学教授	川 合 草
元北海道教育大学学長	城 戸 幡太郎
日本福祉大学教授	近 藤 薫 樹
愛知県立女子大学教授	穴 戸 健 天
千葉大学教授	城 丸 章 夫
小 児 科 医	城 谷 正 雄
日本子どもを守る会会長	羽 仁 説 子
法政大学教授	吉 田 秀 夫
日本社会事業大学名誉教授	鷲 谷 善 数

（なお、この要請文は、3月9日に公表されたが、以後、全国の関係著名人194氏の賛同をえて、新たに発表されたものである）